

ルーエハイム

居宅介護支援重要事項説明書

(事業の目的)

事業所の介護支援専門員が、要介護状態等にある事業所の利用者の相談に応じることや、利用者やそのご家族の意向等を基に居宅サービス等を適切に利用できるよう、計画を作成するとともに計画に沿ったサービスの提供が確保されるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

事業所の介護支援専門員は要介護状態等にある事業所の利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うこと。また、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることを運営方針とする。

1 指定居宅介護支援事業所「ルーエハイム」の概要

(1) 事業所の住所、指定番号、及び提供地域

住 所 〒363-0027 埼玉県桶川市川田谷 4948-1
☎048-786-5550 FAX048-786-0755

指定番号 埼玉県 1155280011

提供地域 桶川市、上尾市、北本市

※ 提供地域以外の方でもお気軽にご相談ください。

(2) 職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名

(3) 営業日・営業時間

営業日は、祝日及び12月31日から翌年の1月3日までを除く月曜日から金曜日までとし、営業時間は午前9時から午後6時までとします。

ただし、必要に応じてこれ以外の曜日・時間も営業いたします。また、電話等により必要に応じて随時、連絡がとれる体制をとります。

2 指定居宅介護支援業務の内容

(1) 利用申込みの受付・申請代行業務等

(2) 在宅サービス内容の説明や課題分析と利用される方のサービス選択

(3) 介護計画の原案作成、費用負担把握

(4) 保険者、サービス提供事業者等の連絡調整とサービス内容検討会の実施

- (5) 利用される方への介護計画説明と同意確認
- (6) 在宅サービス実施と経過観察、再評価による適正なサービスの確保

3 指定居宅介護支援に係る事業所の義務

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供開始の際、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、又その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医・歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 事業所の介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、又その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師（以下、「主治医等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- (4) 事業者が、あらかじめ基本方針及び利用者の希望に基づき居宅サービス計画を作成する際、利用者は指定居宅介護支援事業者に複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

4 指定居宅介護支援における公正中立性

事業者はケアマネジメントの公正中立性を図るため、ケアプラン作成時または変更時等において、前6カ月間にケアプランに取り入れた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合と、同一事業者によって提供された割合を説明します。また、介護サービス情報公表制度において公表します。

5 利用料

契約書の【別紙】のとおりです。

6 サービスに関する相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援の関するご相談、苦情、要望及び居宅介護サービス計画に基づいて提供している各種サービスについてのご相談、苦情は下記窓口で承ります。

☆ 窓口1 指定居宅介護支援事業所「ルーエハイム」 ☎ 048-786-5550

・ 苦情受付担当者（介護支援専門員） 土田 伸子

・ 苦情解決責任者（管理者） 土田 伸子

☆ 窓口2 その他の公的窓口

・ 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情専用） ☎ 048-824-25684

- ・埼玉県東部中央福祉事務所介護保険担当 ☎ 048-737-2132
- ・桶川市役所健康福祉部高齢介護課 ☎ 048-786-3211
- ・上尾市健康福祉部高齢介護課 ☎ 048-775-6473
- ・北本市保健福祉部高齢介護課 ☎ 048-591-1111

7 秘密の保持

事業者の介護支援専門員及びその他の従業員等はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は契約終了後も同様です。

8 緊急時並びに事故発生時の対応

サービス提供中に緊急事態又は事故が発生した場合は、速やかに家族・市町村等に連絡するとともに、必要な対応をおこないます。

[家族等への緊急連絡先]

緊急連絡先 住 所.....

氏 名..... (続柄.....)

電 話..... -

携 帯..... -

9 苦情・ハラスメント

事業所が位置づけた、指定居宅サービス等に関する、利用者またはそのご家族からの苦情・ハラスメント等に適切に対応し、必要な措置を講じます。

10 虐待防止

サービス提供中に事業所の従業員または養護者等（利用者のご家族等、高齢者を現に擁護するもの）により、利用者への虐待を発見した場合は速やかに、市町村等に通報します。また、従業員に対しては虐待を防止するための研修会等を通じ、苦情や虐待等に対応する体制等を整備します。

11 業務継続計画

感染症や災害等が発生した場合でも、継続して支援を提供できるよう業務継続計画を策定します。また、研修会等を通じ必要な知識を身につけ、感染症や災害等に適切に対応できるよう努めます。

12 衛生管理

事業所は感染症等の予防・まん延防止に努め、対策を協議し対応指針等を作成します。そして、研修会等を通じて、質の高い感染症対策を構築できるよう努めます。

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基いて重要な事項を説明し、同意を得ました。

令和 年 月 日

[事業所]

住 所 埼玉県桶川市若宮1丁目5番2号

法 人 名 社会福祉法人 安誠福祉会

代 表 理事長 今 井 俊 行

住 所 埼玉県桶川市川田谷4948-1

名 称 指定居宅介護支援事業所「ルーエハイム」

説 明 者 (介護支援専門員)

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

[本 人] 住 所

氏 名

[代理人] 氏 名

続 柄 (利用者との関係)